

(別紙)

御意見の概要及び国土交通省の考え方

No	御意見の概要	国土交通省の考え方
1	本改正案は建設分野における外国人技能実習の対象拡大であり、現行制度が抱える構造的課題を解決しないまま低賃金労働力供給の受け皿を拡張するものであるため、制度の妥当性には強い疑義がある。 特に建設分野においては、中小企業・下請構造を中心に、労働条件の低位固定化および人材流出が常態化しており、その結果として外国人労働力への依存が構造的に進行している。しかし、この状況は労働力不足の自然現象ではなく、国内労働条件の改善不足および生産性向上投資の遅れに起因する政策的問題である。 現状の制度は、これらの構造的問題を是正するのではなく、外国人労働者の受入れ拡大によって短期的な労働力不足を補填する設計となっており、結果として低賃金労働市場の固定化を助長する危険性がある。 したがって本来取るべき政策の方向性は、外国人労働者の受入れ拡大ではなく、以下のような国内労働市場の改善を優先することである。	今回の改正内容は、技能実習制度における建設分野の上乗せ措置を定めた本告示の対象職種に「管路更生職種」を加えようとするものです。 頂いたご意見は、今回の改正内容に関するものではないため、今後の制度運用の参考とさせていただきます。

	・建設現場における労働安全・待遇改善への公的支援強化 ・中小建設事業者に対する生産性向上（機械化・ICT化）への補助金拡充 ・適正賃金水準の確保を条件とした公共工事発注の徹底 ・人材確保のための業界構造改革支援（元請・下請構造の是正含む） これらの措置により、日本人労働者が建設分野に定着可能な環境を整備することが本筋であり、その上でなお不足する部分に限定して外国人労働力を位置付けるべきである。 以上の観点が欠落したまま制度的受入れ枠を拡大する本改正案には反対する。	
2	建設業は孫請までであることや、小規模な事業者が多く、教育が行き届かないことも責任の所在が曖昧になっていくことも多いことを知っていながら、計画書さえ出せばいいという制度は問題ではないですか。問題が表面化して初めて杜撰な管理が発覚するのでは遅すぎます。抜き打ち検査が必要です。 また日本人が嫌がる作業は外国人も嫌がります。嫌になって失踪もしくは1年など短い期間で退職を求め、特に人手不足ではない業界や都市部へ移動していく外	今回の改正内容は、技能実習制度における建設分野の上乗せ措置を定めた本告示の対象職種に「管路更生職種」を加えようとするものです。 頂いたご意見は、今回の改正内容に関するものではないため、今後の制度運用の参考とさせていただきます。

	国人が後をたちません。 ザルに水を注ぐような改正に反対です。	
3	外国人労働者の受け入れ拡大について、きちんと外国人労働者の人権を 保障する方策を執って頂きたい。 法務省・外務省による排外政策のせいで、日本では外国人・在日外国人・帰化人に対する弾圧酷くなっていると感じる。 他の省庁だからと言って、見過ごしていいはずがないだろう。 外国人への差別・迫害を止めるよう、法律として歯止めを設けてほしい。	今回の改正内容は、技能実習制度における建設分野の上乗せ措置を定めた本告示の対象職種に「管路更生職種」を加えようとするものです。 頂いたご意見は、今回の改正内容に関するものではないため、今後の制度運用の参考とさせていただきます。
4	入国前および在留更新時の健康診断（特に HIV、結核、梅毒等）の義務化について 現在、南アフリカ等、感染症の蔓延が深刻な地域からの人材導入が検討されていますが、入国時の検疫事務において HIV 検査等の義務化がなされていないのは、公衆衛生上の重大な欠陥です。国民の生命を守るため、特定の高リスク地域からの入国者に対し、厳格な健康診断書の提出と、国内での定期的な検査を指針に盛り込むべきです。 送還忌避者に対する厳格な処置と特定技能枠の制限について 犯罪歴のある送還忌避者が、仮放免等の事務的な不備	今回の改正内容は、技能実習制度における建設分野の上乗せ措置を定めた本告示の対象職種に「管路更生職種」を加えようとするものです。 頂いたご意見は、今回の改正内容に関するものではないため、今後の制度運用の参考とさせていただきます。

	により国内に留まっている現状は、地域の治安を著しく脅かしています。不法行為を行った外国人に対し、即時の送還と再入国の永久禁止を徹底しない限り、特定技能の対象国拡大（アフリカ諸国等）には断固反対します。 自治体および住民への情報公開と同意について 事実上の移民政策は、自治体の社会保障コストを増大させます。導入を検討する際は、対象者の身元保証や健康状態について、受け入れ先の住民に事務的な説明責任を果たすことを指針に明記すべきです。 私は建設・左官業を営む会社で事務を担っておりますが、現場の安全と公衆衛生を守るため、安易な対象国拡大よりも、まず厳格な健康診断（HIV 検査等）の義務化と、身元保証の徹底を強く求めます。	
5	育成就労、技能実習に反対します！ 現在の制度は日本人の手の足りてない業種への人材の補充というよりは、日本人との入れ替えです。働きやすい環境、昇給などであたりまえに日本人は働きにきます。 建築関係はもっとも給料が上がっている職種ですし、ブルーカラーへの見直しが起こりかけている今、もっと待遇改善に力をいれれば就職を考える人も増えるはずです。日本人はやる気がない、外国人のほうがやる	今回の改正内容は、技能実習制度における建設分野の上乗せ措置を定めた本告示の対象職種に「管路更生職種」を加えようとするものです。 頂いたご意見は、今回の改正内容に関するものではないため、今後の制度運用の参考とさせていただきます。

	きがあるなどと思われているのは、努力が報われない環境が30年以上続いているからです。根本から見直さないと少子化とあいまって取り返しがつかないことになります。人手が足りないと嘯く経営者が欲しいのは安く言う通りに働く労働者です。実際逃げ出す実習生も少なくはないですし、淘汰するのはそちらからではないでしょうか。	
6	今回、新たに「管路更生職種」を技能実習の対象職種に追加することについては〔賛成〕いたしますが、追加にあたっては、同職種が外国人労働者優勢とならないよう、日本人が8割以上を占めるような運用上の調整措置を併せて講じることを強く求めます。 【具体的な意見・提案内容】 上記の「日本人8割以上の維持」を確実に達成するため、以下の3点を本改正に伴う運用ルールとして組み込むことを提案します。 1. 就労実態を把握する名簿作成と毎年更新の義務化 外国人材の受け入れ手続きの際に人数を把握するだけでなく、日本人の雇用人数も正確に把握するべきです。そのため、管路更生職種において雇用した全労働者（日本人・外国人問わず）のリスト（名簿）の作成と、毎年を更新を企業に義務付けることを求めます。	本告示においては、原則として、技能実習生の総数が実習実施者における常勤の職員の総数を超えることができないこととしており、ご提案のような措置は考えておりません。

	2. 従事する業務範囲の明確化と名簿への記載 技能実習生である外国人は「管路更生職種」の専門（専従）としつつ、日本人労働者については同職種を含めたいろいろな業務を担当できる（兼務する）運用としてください。その上で、作成する名簿には、各日本人労働者が「何割程度、管路更生職種の業務に携わっているか」を記載させ、実質的な稼働割合を国が把握できるようにすべきです。 3. 外国人割合が上昇した場合の日本人雇用への優遇措置 上記の確認の結果、万が一、管路更生職種における外国人労働者の割合が2割を超え、2割5分に達するような事態が確認された場合には、国として積極的に「日本人を雇用した企業に対する優遇措置（補助金など）」を講じる等の是正ルールを、あらかじめ制度として定めておくべきです。	
--	---	--